

いじめ防止基本方針



宮崎県「いのちを大切にする」ロゴマーク

宮崎市立広瀬小学校

平成30年8月改定

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年3月に「宮崎市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する「宮崎市立広瀬小学校いじめ防止基本方針」を定めました。

今回、平成28年度に本市内で発生した中学生の自殺事案に係る調査を実施した「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの10の提言を引用して、「宮崎市立広瀬小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』

(項目のみ抜粋)

① いじめの発見（アンケートの内容及び方法の工夫）
② 表出したいじめへの対応（組織的できめ細かな対応）
③ 表出していないいじめへの対応（教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成）
④ 児童生徒のいじめに対する認識の促進（児童生徒に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知）
⑤ いじめ防止に関する学校全体での取組（児童生徒の主体的な取組の充実）
⑥ 対人関係能力と態度の育成（全教育活動を通じた計画的な実践）
⑦ 居心地のよい学級集団づくり（諸調査の活用による児童生徒や学級集団の状況把握）
⑧ 保護者との連携（学校と家庭の双方向による情報の共有）
⑨ 小中一貫した情報の共有（記録に基づく児童生徒への対応）
⑩ いじめの解消の判断（組織的・継続的ないじめ解消の見届け）

※「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめ防止等に向けた10の提言』を本校の取組に生かすために、本校の基本方針の中に引用しています。（太字、太線枠囲み）

もくじ

第1	いじめの防止等に関する基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	3
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
第2	いじめの防止等に関する対策	
1	いじめの防止等のための組織	5
2	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	いじめの防止	5
(2)	いじめの早期発見	7
(3)	いじめに対する措置	7
(4)	インターネット上のいじめへの対応	10
3	その他の留意事項	11
(1)	組織的な指導体制	11
(2)	校内研修の充実	11
(3)	校務の効率化	11
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	11
(5)	家庭や地域との連携について	11
(6)	関係機関との連携について	12
4	重大事態への対処	12
第3	その他いじめの防止等のための対策	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	12

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等に関する基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

② 「物理的影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを指します。

③ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することがないように努めることが必要です。

ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）を活用して行います。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

⑤ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な

対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ不登校対策委員会等」へ情報提供することは必要となります。

⑥ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要となるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等に関する対策

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している全職員参加による「ゆうゆうミーティング」をもって充てることとします。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期1回程度、児童との話し合いをもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

※別紙1参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 朝のあいさつ運動の実施
- ボランティア活動の推進

(イ) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進します。

- 児童会による相談箱の設置
- 特別活動等における児童同士の相談活動の推進

(ウ) いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、設定します。

- 「いじめ根絶週間」を利用した全校朝会、学年集会等の実施
- 児童による学校行事や集会の企画・運営

(エ) 「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめ防止等に向けた10の提言』の視点

- 【提言⑤ いじめ防止に関する学校全体での取組～児童生徒の主体的な取組の充実～】

年間3回の「いじめ根絶週間」の取組については、常に学校や学級の実態を意識し、その実態に応じた実践的な内容となるよう見直しが求められる。実施に当たっては、全校、或いは各学年ごとに共通した指導内容で行われるような具体的な指導計画の作成も必要である。さらに、事前・事後指導との関連を図りながら計画的に取り組むことが重要である。

また、いじめ防止に向けた標語づくりや話し合い活動の実施にとどまらず、児童相

互の絆づくりという観点から、地域清掃活動などのボランティア活動や、異学年交流によるあいさつ運動を実施するなど、児童の主体的な取組を継続することも有効である。

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施や情報交換会の開催

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 「友だちアンケート」の実施
- 「教育相談週間」及び「いじめ根絶週間」の設定

(ウ) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師等による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 地域の民生委員児童委員及び見守り隊の方々との合同ミーティングの実施

(オ) 「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめ防止等に向けた10の提言』の視点

- 【提言④ 児童生徒のいじめに対する認識の促進～児童生徒に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知～】

いじめの未然防止や早期発見に対して、教職員だけでなく、児童自身が理解や意識を高めることも必要である。

- 【提言⑥ 対人関係能力と態度の育成～全教育活動を通じた計画的な実践～】

いじめ防止につながる基本の一つに、コミュニケーション能力の育成がある。全教育活動において意図的にコミュニケーション能力の育成を図らなければならない。

さらに、家庭においても意識し、学習したスキルを活用できるよう、保護者にも情報を提供し、連携を図りながら取り組むことが必要である。

- 【提言⑦ 居心地のよい学級集団づくり～諸調査の活用による児童生徒や学級集団の状況把握～】

互いを認め合える人間関係が築かれ、一人一人の児童生徒にとって居心地のよい学級集団においては、いじめは発生しにくい。そのための授業づくりや集団づくりが重要である。

「Q-U」のような調査を実施・活用するに当たっては、実施や分析・活用に係る研修を実施し、学校全体として効果的な活用が図られるよう努める必要がある。

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照

イ 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、養護教諭等）の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケート「友だちアンケート」の実施
- 県下一斉のアンケートの実施
- 一定の期間学校を離れた場所で教育活動（修学旅行・宿泊体験学習など）を行う場合にも、アンケートを実施するなど、いじめの未然防止に努めます。

エ 「いじめ・不登校対策委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議での情報の共有
- 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

オ 「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめ防止等に向けた10の提言』の視点

- 【提言① いじめの発見～アンケートの内容及び方法の工夫～】

アンケートについては、設問、頻度、実施者、実施場所等の工夫が必要である。頻度については、1月に1回、最低でも2月に2回は実施することが望ましい。また、アンケートの実施者を学年主任や副担任等の学級担任以外にする工夫や、家庭に持ち帰らせて記述させるなど実施場所の工夫も考えられる。

- 【提言③ 表出していないいじめへの対応～教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成～】

アンケートや教育相談は、いじめ等の早期はいじめ等の早期発見の一手段に過ぎないことを認識し、特に友人関係を固定的に捉えることなく、推移や変化に敏感である必要がある。

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事等（「いじめ対策委員会」を構成するいずれかの委員）及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は「いじめ対策委員会」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「いじめ対策委員会」を開き、調査の方針について決定します。
- 児童の聴き取りに当たっては、「いじめ対策委員会」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ対策委員会」で決定します。
- 「いじめ対策委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。
- いじめの事案を認知した場合は、「いじめ対策委員会」において3か月間経過観察を行い、いじめ解消の見届けを行う。

オ 「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめ防止等に向けた10の提言』の視点

○ 【提言② 表出したいじめへの対応～組織的できめ細かな対応～】

児童生徒が心身の苦痛を感じていることについて自らアンケートに記述したことは、決して見過ごしてはならないSOSの発信であり、援助希求的態度の表れである。教職員を信頼し、解決への期待を込めて記述したものであるから、実施後、速やかにアンケートに目を通し、記述分量、内容如何に関わらず、確実に受け止め、危機感をもち、組織的に、丁寧に、適切に対応しなければならない。

○ 【提言⑧ 保護者との連携～学校と家庭の双方向による情報の共有～】

アンケート等によって認知されたいじめへの対応については、教職員がいじめではなく、友人間のトラブルである、または些細ないじめであると判断したものであっても、保護者への連絡を確実に、適時、適切な方法で行う必要がある。その前提として、日頃からの連絡等による信頼関係の構築が大切である。いじめは、教職員の目に付きにくいところで行われるものであり、家庭における児童生徒の状況等の情報と合わせて判断する必要がある。

学校のみならず、家庭においても「いじめられているかもしれない」という視点で児童生徒を観察し、互いの情報を速やかに共有することが重要である。

○ **【提言⑨ 小中一貫した情報の共有～記録に基づく児童生徒への対応～】**

小学校から中学校への引継ぎにおいて、引き継ぐ必要のある情報のポートフォリオ化等、引継ぎの内容に関する環境整備や引継ぎの前後の体制づくりが必要である。

○ **【提言⑩ いじめの解消の判断～組織的・継続的ないじめの解消の見届け～】**

いじめを認知した後は、安易に解消したと判断することなく、児童生徒の言動を十分観察し、継続的に教育相談等を行い、いじめの解消の見届けを慎重に行わなければならない。

そのためには、アンケートの結果等についてファイリングを行うなど見える化し、「いじめ対策委員会」において定期的にチェックするなどのシステムを構築する必要がある。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童やその保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには

保護者の協力が必要であることを伝える

- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が積極的にかかわる
- ・市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

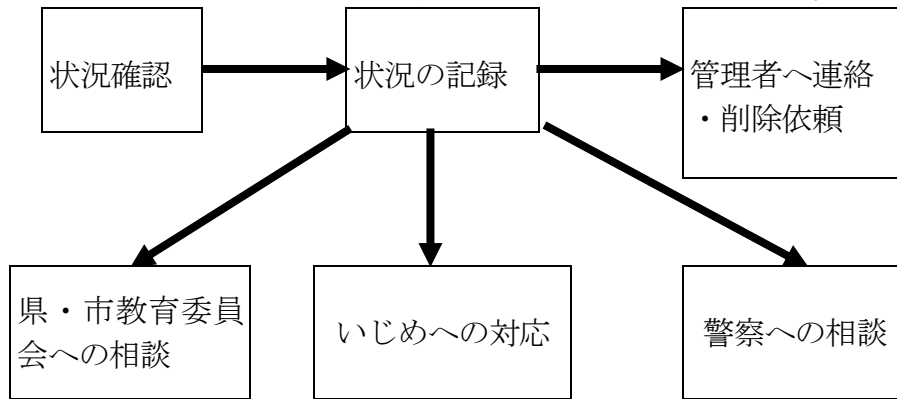
- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などによ

り、ネットいじめの把握に努めます。

○ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ対策委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎市いじめ防止対策委員会）に協力することとします。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

(3) 小中合同研修会や中学校入学前の引継会において、児童の交友関係などをしっかり共通理解し、指導や支援に生かしていきます。

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期
いじめ防止のため の措置	児童が主体となった活動	
	○異学年交流会の実施	代表委員会で決定
	○学級活動等での話し合い活動の充実	通年
	○あいさつ運動、ボランティア活動の推進	通年
いじめ防止のため の措置	○児童による学校行事や集会の企画・運営 ・児童集会 ・6年生を送る会 ・見守り隊感謝集会 等	通年
	教職員の主体となった活動	
	○人権同和教育関連の参観授業	10月
	○職員相互の授業研究会の実施	通年
	○教育相談週間の設定	6月、11月、2月
	○いじめ根絶週間の設定	6月、11月、2月
	○教科や特別活動、道徳の時間等の全教育活動を通じた道徳教育や情報モラル教育の実施	単元計画に基づく
	○外部講師等による講演会の実施	年1回
	○PTA総会での学校の方針説明	4月
	○学校通信等を活用したいじめの防止活動の啓発	通年
いじめの早期発見の措置	○学校公開（オープンスクール）の実施	11月
	○保護者を対象とした研修会の開催(地区懇談会)	7月
	○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※ 別紙2, 3参照	通年
	○教育相談週間の設定	6月、11月、2月
	○Q-U調査（5年）	6月
	○個人面談	7月、12月
	○Q-Uの分析	8月
	○学校独自のアンケートの実施	毎月
	○県下一斉のアンケートの実施	12月
	○「いじめ・不登校対策委員会」の開催	通年
○職員会議での情報の共有	通年	
○進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ	通年	
○過去のいじめ事例の蓄積	通年	

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙2

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○ 教職員と視線が合わず、うつむいている。 ○ 体調不良を訴える。 ○ 身体に傷や殴られた痕がある。 ○ 表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。提 ○ 出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。 ○ 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 ○ 教材等の忘れ物が目立つ。 ○ 机周りが散乱している。 ○ 決められた座席と異なる席に着いている。 ○ 教科書・ノートに汚れがある。 ○ 発言すると嘲笑される。 ○ 教職員や児童（生徒）の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人だけ机を拭いてもらえない。 ○ 給食当番で、「つぐな(配膳するな)」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。 ○ グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 ○ 食欲がなくなる。 ○ 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ○ ふざけ合っているが表情がさえない。 ○ 衣服の汚れ等がある。 ○ 友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。 ○ 一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 ○ 特定のグループと常に同行動をとる。
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人で清掃している。 ○ 後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ○ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童（生徒）の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	<ul style="list-style-type: none">○ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。○ 特定の児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。○ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。○ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童（生徒）がいる。

別紙3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、回りから離されたりしている。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の児童の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
<input type="checkbox"/>	いらいらしたり、言動が激しくなったりする。
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがある。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	表情がさえず、時折涙を流す。
<input type="checkbox"/>	転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。(頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等)
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる

